

地域拠点化事業用具貸与規程

(目的)

第1 この規定は、フロアホッケーを全国に広めるために、特定非営利活動法人日本フロアホッケー一連盟（以下、「本連盟」）が日本財団の多大な理解を得て、支部及び地域支部的組織（以下、「支部候補」）にフロアホッケーの用具を貸与し、支部・支部候補を拠点とした普及活動及び近隣エリアでの普及活動を積極的に行う事業であるので、必要な事項を定める。

(目標)

第2 支部・支部候補は貸与された用具で普及活動を推進し、組織強化及び組織化を図るとともに、未組織地域に対しても積極的に働きかけを行い、フロアホッケーの組織化への一助となる努力をすることを目標とする。

(貸与期間)

第3 貸与の期間は3年とする。

- 2 3年を超えて継続して貸与を受けたい場合は、貸与手続きを更新するものとする。
- 3 貸与期間中に用具等が充足し、貸与の必要が無くなった場合等は、本連盟と協議して返納することができる。
- 4 貸与期間中に新たな支部・支部候補が貸与を望む事態が生じた場合等は、本連盟と協議して貸与を終了し、新たな支部・支部候補へ再貸与することがある。

(貸与用具の種類と数量)

第4 貸与する用具は次に掲げる2チームが試合可能な数量を原則とするが、本連盟が地域事情等を総合的に検討して決定する。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) バウンダリーボード1面 | (5) ヘルメット30個 |
| (2) ゴール1対 | (6) スティック30個 |
| (3) キーパー防具2組 | (7) スティックチップ10個 |
| (4) キーパースティック2個 | (8) パック20個 |

(貸与申請)

第5 貸与を希望する支部・支部候補は別紙1により本連盟理事長に申請する。

(経費の負担)

第6 用具貸与に要する経費は本連盟が負担し、用具の返納に係る経費は当該支部・支部候補が負担する。

- 2 用具の保管管理に要する経費及び修繕等の経費は当該支部・支部候補が負担する。

(安全)

第7 貸与した用具の使用においては、常に用具の安全水準を維持するとともに、下記の保守管理条項を遵守し、安全管理に万全を期して競技者等に事故がないように努める。

(保守管理)

第8 貸与用具の管理・保守点検について、当該支部・支部候補は担当者を決め、責任をもって行うものとする。

2 貸与された用具を他に貸出す場合は、別に定めた「用具貸出マニュアル」により、適切に貸出を行い、フロアホッケーの普及に努めるものとする。

3 本事業は日本財団の支援金を核として用具を貸与しているので、別途送付する同財団シールを各用具に添付し、本連盟との事業共同推進を告示する。

(貸出)

第9 支部が用具を貸出すエリアは、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 山形支部…北海道・東北地区
- (2) 東京都支部…関東・東海地区
- (3) 長野県支部…北信越・近畿地区
- (4) 熊本県・大分県支部…九州・中国・四国地区

(報告)

第10 本事業で用具貸与を受けた支部・支部候補は、当該年度の貸与用具の利用実績を翌年4月中に本連盟に報告するものとする。

(補則)

第11 本規定の支部候補とは次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 行政機関 | (5) 地域活動団体 |
| (2) 学校 | (6) スペシャルオリンピクス関連団体 |
| (3) 企業 | (7) 本連盟理事長、支部の長が認める団体 |
| (4) 障がい者スポーツ関連団体 | |

(附則)

この規程は平成29年4月1日から施行する。